

介護保険低所得者の第1号保険料軽減強化事業(令和2年度)

1. 事業内容 ●消費増税に伴う低所得者(町民税非課税世帯:第1~3段階)の公費投入による保険料軽減強化
 ●令和元年10月より実施。
 ●令和元年度は10月から実施のため6ヶ月分(1/2)実施。令和2年度は1年間分(完全)実施のため、通年の軽減料率を変更する。

2. 保険料軽減の内容について

	第1段階		第2段階		第3段階		保険料軽減の実施内容
	国	北広島町	国	北広島町	国	北広島町	
H30年4月~	0.45	0.45	0.75	0.7	0.75	0.75	第1段階は平成27年4月より一部実施し、0.5から0.45に軽減している。
H31年4月~	0.375	0.375	0.625	0.625	0.725	0.725	10月から実施のため1/2実施
R2年4月~	0.3	0.3	0.5	0.5	0.7	0.7	完全実施

3. 必要経費(公費内訳:国費1/2・県費1/4・市町村負担分1/4)

	軽減前保険料	軽減後保険料	軽減単価	軽減対象(見込)者数	軽減額合計	町負担額
	A	B	C=A-B	D	E=C×D	H=E×1/4
第1段階	40,320	24,200	16,120	793	12,783,160	
第2段階	56,450	40,320	16,130	858	13,839,540	
第3段階	60,480	56,450	4,030	887	3,574,610	
計				2,538	30,197,310	7,549,328